

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

奈良県公安委員会規則第4号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第31条の2」に、「第33条」を「第32条の2」に改める。

第9条の2の次に次の1条を加える。

（停留所等における駐停車の合意に関する公示）

第9条の3 法第44条第2項第2号の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

第25条の3第1項中「第97条の2第1項第3号イ」の次に「若しくは同号ロ」を加え、「及び」を「又は」に改める。

第25条の4を第25条の5とし、第25条の3の次に次の1条を加える。

（運転技能検査の申請等）

第25条の4 法第97条の2第1項第3号イ若しくは同号ハ又は第101条の4第3項の規定による運転技能検査を受けようとする者は、運転技能検査受検申請書（別記様式第19号の3の2）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の運転技能検査の結果について、運転技能検査受検結果証明書（別記様式第19号の3の3）を交付するものとする。

第26条の2の2に次の1項を加える。

3 法第102条第4項に規定する診断書の提出命令は、診断書提出命令書（別記様式第20号の6の8）を交付して行うものとする。

第29条を削る。

第30条中「別記様式第28号」を「別記様式第23号」に改め、同条を第29条とする。

第31条中「別記様式第28号の2」を「別記様式第24号」に改め、同条を第30

条とする。

第7章に次の2条を加える。

(届出自動車教習所が行う教習課程の変更事項の届出)

第31条 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第4条の規定による届出は、届出自動車教習所が行う教習課程変更事項届出書（別記様式第25号）により行わなければならない。

(大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習課程の変更事項の届出)

第31条の2 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）第4条の規定による届出は、大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習課程変更事項届出書（別記様式第26号）により行わなければならない。

第9章中第33条の前に次の4条を加える。

(運転免許取得者等教育の認定等)

第32条の2 法第108条の32の2第1項の認定を受けようとする者は、運転免許取得者等教育認定申請書（別記様式第27号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による申請があった場合において、認定したときは、運転免許取得者等教育認定書（別記様式第28号）を交付するものとする。

3 前項の規定により認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者が、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項又は第3項の規定による届出を行うときは、運転免許取得者等教育変更事項届出書（別記様式第29号）により行わなければならない。

(運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定等)

第32条の3 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、運転免許取得者等教育指定申請書（別記様式第30号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による申請があった場合において、指定したときは、運転免許取得者等教育指定書（別記様式第30号の2）を交付するものとする。

(運転免許取得者等検査の認定等)

第 3 2 条の 4 法第 1 0 8 条の 3 2 の 3 第 1 項の認定を受けようとする者は、運転免許取得者等検査認定申請書（別記様式第 3 0 号の 3）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による申請があった場合において、認定したときは、運転免許取得者等検査認定書（別記様式第 3 0 号の 4）を交付するものとする。

3 前項の規定により認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者が、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 8 号）第 8 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出を行うときは、運転免許取得者等検査変更事項届出書（別記様式第 3 0 号の 5）により行わなければならない。

（運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 4 号の規定による指定等）

第 3 2 条の 5 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 1 項第 4 号又は第 2 項第 4 号の規定による指定を受けようとする者は、運転免許取得者等検査指定申請書（別記様式第 3 0 号の 6）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による申請があった場合において、指定したときは、運転免許取得者等検査指定書（別記様式第 3 0 号の 7）を交付するものとする。

第 3 3 条に次の 4 項を加える。

3 公安委員会は、法第 1 0 8 条の 3 2 の 2 第 5 項の規定により認定を取り消すときは、運転免許取得者等教育認定取消通知書（別記様式第 3 1 号の 2）を交付して行うものとする。

4 公安委員会は、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定による指定を取り消すときは、運転免許取得者等教育指定取消通知書（別記様式第 3 1 号の 3）を交付するものとする。

5 公安委員会は、法第 1 0 8 条の 3 2 の 3 第 2 項において準用する法第 1 0 8 条の 3 2 の 2 第 5 項の規定により認定を取り消すときは、運転免許取得者等検査認定取消通知書（別記様式第 3 1 号の 4）を交付して行うものとする。

6 公安委員会は、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 1 項第 4 号又は第 2 項第 4 号の規定による指定を取り消すときは、運転免許取得者等検査指定取消通知書（別記様式第 3 1 号の 5）を交付するものとする。

別表第 1 法第 8 9 条第 3 項の項の次に次のように加える。

法第 9 1 条の 2 第 1 項	免許の条件の付与又は変更の申請	運転免許課長
-------------------	-----------------	--------

別表第 1 法第 1 0 8 条の 2 第 1 項（第 1 号及び第 1 4 号を除く。）及び第 2 項の項及び法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 1 4 号の項中「第 1 4 号」を「第 1 5 号」に改める。

別表第 1 法第 1 0 8 条の 3 2 の 2 第 1 項の項中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同項の次に次のように加える。

法第 1 0 8 条の 3 2 の 3 第 1 項	運転免許取得者等検査の認定の申請	運転免許課長
---------------------------	------------------	--------

別表第 1 規則第 1 8 条の 5 の項の次に次のように加える。

規則第 2 6 条の 3 第 2 項	認知機能検査を受けた者からの書類の交付の申出	運転免許課長
規則第 2 6 条の 5 第 6 項	運転技能検査を受けた者からの書類の交付の申出	運転免許課長

別表第 1 中	「	規則第 2 9 条の 2 の 4 第 4 項	を	「	規則第 2 9 条の 2 の 5 第 4 項
		規則第 2 9 条の 2 の 5 第 4 項			規則第 2 9 条の 2 の 6 第 4 項
	」			」	」

に改める。

別表第1規則第36条の項の次に次のように加える。

規則第38条の2	特定任意講習又は特定任意高齢者講習を終了した者からの書類の交付の申出	運転免許課長
----------	------------------------------------	--------

別表第1規則第38条の4の2第3項の項の次に次のように加える。

規則第38条の4の2の2第3項	期間内に若年運転者講習を受講しないやむを得ない理由のあることを証する書類の提出	運転免許課長
-----------------	---	--------

別表第1届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第4条の項の次に次のように加える。

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第2条第1項	教習の課程の指定の申請	運転免許課長
大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第4条	教習の課程の指定に係る申請書に添付する書類の記載事項の変更の届出	運転免許課長

別表第1技能検定員審査規則第16条第2項の項の次に次のように加える。

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確	運転免許課長
------------------------------	--	--------

	実に行うことができる者としての の指定の申請	
--	--	--

別表第 1 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の項を次のように改める。

運転免許取得者等教育の認 定に関する規則第 7 条第 1 項	運転免許取得者等教育を行う者 の氏名等の変更の届出	運転免許課長
---	---	-----------------------------------

別表第 1 運転免許取得者教育の認定に関する規則第 7 条第 3 項の項中「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に、「運転免許取得者教育の認定に係る」を「運転免許取得者等教育の認定に係る」に改め、同項の次に次のように加える。

運転免許取得者等検査の認 定に関する規則第 4 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 4 号	運転免許取得者等検査の認定に 関する規則第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる方法により行う運 転免許取得者等検査に係る業務 を適正かつ確実に行うことがで きる者としての指定の申請	運転免許課長
運転免許取得者等検査の認 定に関する規則第 8 条第 1 項	運転免許取得者等検査を行う者 の氏名等の変更の届出	運転免許課長
運転免許取得者等検査の認 定に関する規則第 8 条第 3 項	運転免許取得者等検査の認定に 係る申請書に添付する書類の内 容の変更の届出	運転免許課長

別表第 1 第 2 5 条の 3 第 1 項の項の次に次のように加える。

第 2 5 条の 4 第 1 項	運転技能検査の申請	運転免許課長
------------------	-----------	--------

別表第 1 第 2 9 条第 1 項の項及び第 2 9 条第 4 項の項を削る。

別記様式第 1 9 号の 3 を次のように改める。

にんちき のうけん さけつ かっ ちゅう ち しょ
認知機能検査結果通知書

じゅう しょ
住 所
し 氏 名
せい ねん がっ
生 年 月 日
けん さ ねん がっ
検査 年 月 日
けん さ ば しょ
検査 場 所

そうごうてん
総合点

てん
点

(A てん
点)

(B てん
点)

き おくりょく はんだんりょく ひく にんち しょう
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

き おくりょく はんだんりょく てい か しんごう む し いち じ ふてい し いはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をし たり、しんろ へんこう あい す おく けいこう
進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。
こんご うんてん じゅうぶんちゅうい い し かぞく
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族に
ご相談することをお勧めします。
そうだん すす
また、りん じ てきせいけん さ せんもん い しんだん う また い し
臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師
の しんだん しょ てい しゅつ し こうあん い いんかい
診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあり
ます。
しんだん けっ か にんち しょう はんめい うんてん
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転
めんきょ とり け てい し ぎょうせい しょぶん たいしょう
免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

うんてんめんきょしょう こうしん て つづき さい しょめん かなら じ さん
運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

奈良県公安委員会 印

にんち きのうけん さけっ かつう ちしよ
認知機能検査結果通知書

じゅう 住
し 氏
せい ねん がっ 生 年 月 日
けん さ ねん がっ 検査 年 月 日
けん さ ば 検査 場 所

にんち しょう 「認知 症 のおそれがある」 きじゆん 基準 には該当 しませんでした。

こんかい けっ か き おくりよく はんだんりよく てい か い み
今回の結果は、記憶 力 ・判断 力 の低下 がないことを意味する
ものではありません。
こじん さ か れい にんち きのう しんたい きのう へん か
個人差はありますが、加齢 により認知機能 や身体機能 が変化
することから、自分 自身の 状態 を常に自覚 して、それに 応じた
うんでん たいせつ
運転 をすることが大切です。
き おくりよく はんだんりよく てい か しんごう む し いち じ ふてい し いはん
記憶 力 ・判断 力 が低下 すると、信号無視 や一時不停止 の違反
をしたり、進路変更 の合図 が遅れたりする傾向 がみられますの
で、今後の 運転 について 十分 注 意 してください。

うんでんめんきょしょう こうしん てつづき さい
運転免許 証 の更新手続 の際は、この書面 を 必ず持参 してください。

年 月 日

奈良県公安委員会 印

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

てん み まん
36点未満

き おくりよく はんだんりよく ひく
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、ご質問のある方は、認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

別記様式第 19 号の 3 の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第19号の3の2（第25条の4関係）

運転技能検査受検申請書		
年 月 日		
奈良県公安委員会 殿		
私は、運転技能検査を受けたいので、申請します。		
申請者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
受検場所		
検 査 手 数 料		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第19号の3の3（第25条の4関係）

第 号	
運転技能検査受検結果証明書	
住所	
氏名	
生年月日 年 月 日	
上記の者は、 年 月 日、 に	
において、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検した	
者であることを証明する。	
運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
☐ 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は受	
けている者	
<合格基準>	
・ 下記以外の運転免許	→ 70点以上
・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許	→ 80点以上
年 月 日	
奈良県公安委員会 	

別記様式第19号の4中「第25条の4関係」を「第25条の5関係」に改める。

別記様式第20号から別記様式第20号の4の2までを次のように改める。

別記様式第20号（第26条関係）

臨時適性検査通知書	
奈公委 第 年 月 日 号	
住 所	
殿	
奈良県公安委員会 印	
認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第1項に規定する臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を下記のとおり実施しますので通知します。	
なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の拒否の処分を受けることとなります。	
免 許 の 保 留	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

※ この通知について不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

奈良県警察本部交通部運転免許課
高齢運転者等支援室
橿原市葛本町120番地の3
電話 0744-22-5542

別記様式第20号の2（第26条関係）

臨時適性検査通知書	
奈公委 第 年 月 日 号	
住 所	
殿	
奈良県公安委員会 印	
道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第4項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。	
なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の拒否の処分を受けることとなります。	
運転免許の保留	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

※ この通知について不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

奈良県警察本部交通部運転免許課
高齢運転者等支援室
橿原市葛本町120番地の3
電話 0744-22-5542

別記様式第20号の3（第26条関係）

臨時適性検査通知書

奈公委第 年 月 号

住所

殿

奈良県公安委員会 印

認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第2項第3項に規定する臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を下記のとおり実施しますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の取消し、運転免許の効力の停止の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

※ この通知について不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

奈良県警察本部交通部運転免許課
高齢運転者等支援室
橿原市葛本町120番地の3
電話 0744-22-5542

別記様式第20号の4（第26条関係）

臨時適性検査通知書	
奈公委 第 年 月 日 号	
住 所	
殿	
奈良県公安委員会 印	
道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第4項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。	
なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の取消し 運転免許の効力の停止 の処分を受けることとなります。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

※ この通知について不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

奈良県警察本部交通部運転免許課
高齢運転者等支援室
橿原市葛本町120番地の3
電話 0744-22-5542

別記様式第20号の4の2（第26条関係）

臨時適性検査通知書	
奈良公委 第 年 月 号 日	
住 所	
殿	
奈良県公安委員会 印	
道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第5項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。	
なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の7第1号に掲げる場合（運転免許を受けた方から適性検査を受けたい旨の申出があった場合で、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行うとき）を除き、運転免許の取消し 運転免許の効力の停止 の処分を受けることとなります。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

※ この通知について不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

奈良県警察本部交通部運転免許課
高齢運転者等支援室
橿原市葛本町120番地の3
電話 0744-22-5542

別記様式第 2 0 号の 5 から別記様式第 2 0 号の 6 の 3 までを次のように改める。

別記様式第20号の5（第26条関係）

臨時適性検査通知書（仮運転免許）

住 所

殿

奈良県公安委員会 印

第 年 月 日

奈良県公安委員会 印

道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第4項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

※ この通知について不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

奈良県警察本部交通部運転免許課
試験係
橿原市葛本町120番地の3
電話 0744-25-5224

別記様式第20号の6（第26条関係）

臨時適性検査通知書（仮運転免許）	
奈公委 第 年 月 日 号	
住 所	
殿	
奈良県公安委員会 印	
認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第3項に規定する臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を下記のとおり実施しますので通知します。	
なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

※ この通知について不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

奈良県警察本部交通部運転免許課
試験係
橿原市葛本町120番地の3
電話 0744-25-5224

別記様式第20号の6の2（第26条関係）

臨時適性検査通知書（仮運転免許）

奈公委

第

年

月

日

号

住 所

殿

奈良県公安委員会

印

道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第4項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

※ この通知について不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

奈良県警察本部交通部運転免許課
試験係
橿原市葛本町120番地の3
電話 0744-25-5224

別記様式第20号の6の3（第26条関係）

臨時適性検査通知書（仮運転免許）

奈公委 第 年 月 号

住 所

殿

奈良県公安委員会 印

道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第5項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の7第1号に掲げる場合（運転免許を受けた方から適性検査を受けたい旨の申出があった場合で、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行うとき）を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

※ この通知について不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

奈良県警察本部交通部運転免許課
試験係
橿原市葛本町120番地の3
電話 0744-25-5224

別記様式第 20 号の 6 の 6 及び別記様式第 20 号の 6 の 7 を次のように改める。

別記様式第20号の6の6（第26条の2の2関係）

奈良県公安委員会達第 号

診斷書提出命令書

年 月 日

住所

殿

奈良県公安委員会 印

道路交通法（昭和35年法律第105号）
第90条第8項
第103条第6項

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
第18条の4第2項
第29条の5第2項 に規定する要件（主治医（かかりつけ医）又は認知症の専門医が作成した診断書であって、当該医師の意見（認知症であることを理由としてこの命令を受けた方にあつては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているもの）を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
分を受けることとなります。

運転免許の拒否
 運転免許の保留
 運転免許の取消し
 運転免許の効力の停止

の処

また、提出された診断書が上記の要件を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を 命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備考	

※ この通知について不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

奈良県警察本部交通部運転免許課
高齡運転者等支援室
橿原市葛本町120番地の3
電話 0744-22-5542

別記様式第20号の6の7（第26条の2の2関係）

奈良県公安委員会達第 号	
診 断 書 提 出 命 令 書	
年 月 日	
住 所	
殿	
奈良県公安委員会 印	
認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第1項第2項第3項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の3第3項に規定する要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たす医師の診断書の提出を命じます。	
なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、	運転免許の拒否 運転免許の保留 運転免許の取消し 運転免許の効力の停止 仮運転免許の取消し
分を受けることとなります。	
また、提出された診断書が上記の要件を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。	
診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備 考	

※ この通知について不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

奈良県警察本部交通部運転免許課
高齢運転者等支援室
橿原市葛本町120番地の3
電話 0744-22-5542

別記様式第 20 号の 6 の 7 の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第20号の6の8（第26条の2の2関係）

奈良県公安委員会達第 号	
診 断 書 提 出 命 令 書	
年 月 日	
住 所	
殿	
奈良県公安委員会 印	
道路交法（昭和35年法律第105号）第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の3第4項に規定する要件（主治医（かかりつけ医）又は認知症の専門医が作成した診断書であって、当該医師の意見（認知症であること又は認知症の疑いがあることを理由としてこの命令を受けた方にあっては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているもの）を満たす医師の診断書の提出を命じます。	
なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、	運 転 免 許 の 拒 否 運 転 免 許 の 保 留 運 転 免 許 の 取 消 し の 処 運 転 免 許 の 効 力 の 停 止 仮 運 転 免 許 の 取 消 し
分を受けることとなります。	
また、提出された診断書が上記の要件を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。	
診 断 書 の 提 出 を 命 ず る 理 由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備 考	

※ この通知について不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

奈良県警察本部交通部運転免許課
高齢運転者等支援室
橿原市葛本町120番地の3
電話 0744-22-5542

別記様式第 23 号から別記様式第 27 号までを削る。

別記様式第 28 号中「第 30 条関係」を「第 29 条関係」に改め、同様式を別記様式第 23 号とする。

別記様式第 28 号の 2 中「第 31 条関係」を「第 30 条関係」に改め、同様式を別記様式第 24 号とし、同様式の次に次の 4 様式を加える。

別記様式第25号（第31条関係）

届出自動車教習所が行う教習課程変更事項届出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 住 所 氏 名	
変 更 事 項	
変 更 の 理 由	
必 要 な 添 付 書 類	
備 考	

備考 備考欄には、参考となる事項を記入すること。

別記様式第26号（第31条の2 関係）

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習課程変更事項届出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 住 所 氏 名	
変 更 事 項	
変 更 の 理 由	
必 要 な 添 付 書 類	
備 考	

備考 備考欄には、参考となる事項を記入すること。

別記様式第27号（第32条の2 関係）

運転免許取得者等教育認定申請書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 住所 申請者 氏名	
氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名	
使用する施設の名称	
使用する施設の所在地	
課 程 の 区 分	
課 程 の 名 称	
添 付 書 類	
備 考	

別記様式第28号（第32条の2 関係）

奈良県公安委員会指令第 号

運転免許取得者等教育認定書

名 称

所在地

道路交通法第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育が同項各号のいずれにも適合していることを認定する。

認定する課程

年 月 日

奈良県公安委員会 印

別記様式第 29 号及び別記様式第 30 号を次のように改める。

別記様式第29号（第32条の2 関係）

運転免許取得者等教育変更事項届出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 住 所 氏 名	
変 更 事 項	
変 更 の 理 由	
必 要 な 添 付 書 類	
備 考	

備考 備考欄には、参考となる事項を記入すること。

別記様式第30号（第32条の3関係）

運転免許取得者等教育指定申請書		
年 月 日		
奈良県公安委員会 殿		
住所		
申請者		
氏 名		
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けた いので、申請します。		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第 3 0 号の次に次の 6 様式を加える。

別記様式第30号の2（第32条の3 関係）

奈良県公安委員会指令第 号

運転免許取得者等教育指定書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

奈良県公安委員会 印

別記様式第30号の3（第32条の4 関係）

運転免許取得者等検査認定申請書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 住所 申請者 氏名	
氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名	
使用する施設の名称	
使用する施設の所在地	
検査の方法の区分	
検査の方法の名称	
添付書類	
備考	

別記様式第30号の4（第32条の4 関係）

奈良県公安委員会指令第 号

運転免許取得者等検査認定書

名 称

所在地

道路交通法第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査が同項各号のいずれにも適合していることを認定する。

認定する検査の方法

年 月 日

奈良県公安委員会 

別記様式第30号の5（第32条の4 関係）

運転免許取得者等検査変更事項届出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 住 所 氏 名	
変 更 事 項	
変 更 の 理 由	
必 要 な 添 付 書 類	
備 考	

備考 備考欄には、参考となる事項を記入すること。

別記様式第30号の6（第32条の5 関係）

運転免許取得者等検査指定申請書		
年 月 日		
奈良県公安委員会 殿		
住 所		
申請者		
氏 名		
第4条第1項第4号 運転免許取得者等検査の認定に関する規則 第4条第2項第4号 の規定による同規則		
第1条第1号 第1条第2号 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に 行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第30号の7（第32条の5 関係）

奈良県公安委員会指令第 号

運転免許取得者等検査指定書

名称

所在地

第4条第1項第4号
 運転免許取得者等検査の認定に関する規則
 第4条第2項第4号
 の規定により、同規則

第1条第1号
に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に
第1条第2号

に行うことができる者として指定する。

年 月 日

奈良県公安委員会 印

別記様式第 3 1 号の次に次の 4 様式を加える。

別記様式第31号の2（第33条関係）

奈良県公安委員会達第		号	
運転免許取得者等教育認定取消通知書			
		年 月 日	
住所		殿	
		奈良県公安委員会 印	
下記の理由により、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により認定を取り消したので通知する。			
認定番号			
決定事項			
取消し理由			
(教示事項)			
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。			
2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。			
----- き り と り -----			
受領文書	年 月 日付け		奈良県公安委員会達第 号
受領者	受領年月日 年 月 日 被処分者との関係 氏名		
取扱者	所属 階級 氏名		

別記様式第31号の3（第33条関係）

奈良県公安委員会達第		号	
運転免許取得者等教育指定取消通知書			
		年 月 日	
住所		殿	
		奈良県公安委員会 印	
下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。			
指 定 番 号			
決 定 事 項			
取 消 し 理 由			
(教示事項)			
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。			
2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。			
----- き り と り -----			
受 領 文 書	年 月 日付け		奈良県公安委員会達第 号
受 領 者	受領年月日 年 月 日 被処分者との関係 氏名		
取 扱 者	所属 階級 氏名		

別記様式第31号の4（第33条関係）

奈良県公安委員会達第		号	
運転免許取得者等検査認定取消通知書			
		年 月 日	
住所		殿	
		奈良県公安委員会 印	
下記の理由により、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項の規定により認定を取り消したので通知する。			
認定番号			
決定事項			
取消し理由			
(教示事項)			
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。			
2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。			
-----		き り と り -----	
受領文書	年 月 日付け		奈良県公安委員会達第 号
受領者	受領年月日 年 月 日 被処分者との関係 氏名		
取扱者	所属 階級 氏名		

別記様式第31号の5（第33条関係）

奈良県公安委員会達第		号	
運転免許取得者等検査指定取消通知書			
		年 月 日	
住所		殿	
		奈良県公安委員会 印	
下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第4条第1項第4号 第4条第2項第4号 の規定による指定を取り消したので通知する。			
指 定 番 号			
決 定 事 項			
取 消 し 理 由			
(教示事項)			
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。			
2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。			
-----		き り と り -----	
受 領 文 書	年 月 日付け		奈良県公安委員会達第 号
受 領 者	受領年月日 年 月 日 被処分者との関係 氏名		
取 扱 者	所属 階級 氏名		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。